

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

八幡浜市は、古くは海上交通の拠点として関西地方、四国西南部や九州との交易を通じて港町、商都として栄え、周辺が好漁場に面していることから愛媛県内最大の水産業地として発展してきた。その水産業のほかに明治の中頃から始まった柑橘栽培も盛んで、現在では日本一の品質を誇るブランド温州みかんの産地として知られており、産業別人口では第一次産業が約 21%、第二次産業が約 18%、第三次産業が約 59%（令和 2 年国勢調査）で、第一次産業が全国平均の 3% を大きく上回っている農業、漁業が主要産業のまちである。その豊かな農水産物を使用した、水産練製品などの伝統的な食品加工に加え、近年は農業法人による 6 次産業化により柑橘類の食品加工も増加しており、食品加工関連産業も基幹産業として集積している。

昭和 30 年頃には 7 万人を超えていた人口は、令和 7 年には 3 万人を割り込み、年間 700 人程度の人口減少が続いている。今後も人口減少による過疎化、高齢化がさらに進展すると見込んでいる。

現在の市内の事業所数は、1,912（令和 3 年経済センサス）であり、地理的に平地が少なく、市内のほとんどが急峻な傾斜地で占められているため、臨港部から山間部まで広域に分布している。また、平成 26 年と比較して 16.3% 減少しており、今後も人口の減少に伴い減少傾向が続くことが予想される。さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内の大多数を占める中小企業等は、地域の経済を支え、雇用や賑わいを創出し、市民生活の向上に寄与するなど、地域社会にとって重要な役割を果たしているため、平成 29 年度に「八幡浜市中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定し、地域の経済をけん引する重要な役割を担う中小企業等の振興を図っている。

引き続き市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者の意欲ある取り組みを地域全体で支援する体制を構築し、今後も市が将来にわたり活力を維持し持続的に発展することを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

八幡浜市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

八幡浜市の産業は、臨港部から山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

八幡浜市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、ICT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月14日から令和9年6月13日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。